

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市禁煙チャレンジ補助金
補助事業等の目標	市民の禁煙に向けた取組を支援することにより受動喫煙の防止に関する施策を推進し、もって市民の健康の保持及び増進、生活習慣病予防、がん予防対策等を図ることを目的とする。
補助事業等の対象者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 補助金の申請時において、市内に住所を有する者であること。 (2) 市税の滞納がないこと。 (3) 禁煙外来治療を実施している医療機関において、保険診療により禁煙外来治療を受け、所定の治療過程を完了した者であること。 (4) この取扱基準による補助を受けたことがない者であること。
補助対象経費	禁煙外来治療費、当該治療に要する薬剤費及び禁煙外来治療の完了を証する書類の発行料金から当該禁煙外来治療に係る医療保険の給付額及び他の制度により補助を受けた額を控除した費用とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例の施行（令和5年4月）に当たり、市民の禁煙に向けた取組を支援し、受動喫煙の防止に関する施策を推進するため。
補助事業等の評価	禁煙外来治療に要した費用の額を証する領収書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和4年10月1日
補助事業等の終了時期	令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例の施行（令和5年4月）に当たり、市民の禁煙に向けた取組を支援し、受動喫煙の防止に関する施策を推進するため。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長に申し出なければならない。 2 1により申出をした者は、禁煙外来治療を完了したときは、完了した日から90日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市禁煙チャレンジ補助金申請書（様式第2号-1） (2) 禁煙外来治療に要した費用の額を証する書類の写し (3) 健康保険証の写し (4) 禁煙外来治療の完了を証する書類の写し 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

令和4年9月22日 制定（令和4年10月1日 施行）

令和5年7月31日 一部改正（令和5年7月31日 施行）